

議案第11号

西脇市水道事業の設置等に関する条例及び西脇市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市水道事業の設置等に関する条例及び西脇市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

西脇地区水道事業と黒田庄地区水道事業を統合するため。

西脇市水道事業の設置等に関する条例及び西脇市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(西脇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 西脇市水道事業の設置等に関する条例(平成17年西脇市条例第169号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(経営の基本) 第2条 (略) 2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。	(経営の基本) 第2条 (略) 2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。	(経営の基本) 第2条 (略) 2 水道事業の供給区域、給水人口及び給水量は、次のとおりとする。
(1) 給水区域 西脇市水道事業給水条例(平成17年西脇市条例第171号)に定める区域	(1) 給水区域 旧西脇市(平成17年10月1日をもって廃された西脇市をいう。)の区域のうち西脇市水道事業給水条例(平成17年西脇市条例第171号)に定める区域	(1) 西脇地区水道事業 給水区域 旧西脇市(平成17年10月1日をもって廃された西脇市をいう。)の区域のうち西脇市水道事業給水条例(平成17年西脇市条例第171号)に定める区域
(2) 給水人口 39,080人	(2) 給水人口 34,620人	イ 給水人口 34,620人
(3) 1日最大給水量 17,530立方メートル	(3) 1日最大給水量 16,600立方メートル	ウ 1日最大給水量 16,600立方メートル
		(2) 黒田庄地区水道事業 給水区域 旧黒田庄町(平成17年10月1日をもって廃された黒田庄町をいう。)の区域のうち西脇市水道事業給水条例に定める区域
		イ 給水人口 8,500人
		ウ 1日最大給水量 4,500立方メートル

(西脇市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 西脇市水道事業給水条例(平成17年西脇市条例第171号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(給水区域) 第2条 給水区域は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第10条第1項の規定による認可を受けた給水区域とする。	(給水区域) 第2条 水道給水区域は、市の区域のうち、次に掲げる区域とする。 (1) 西脇地区水道事業(西脇市水道事業の設置等に関する条例(平成17年西脇市条例第169号。以下「設置条例」という。)第2条第2項第1号に規定する事業をいう。以下同じ。)西脇、下戸田、上野、上戸田、津万、大垣内、寺内、西嶋、蒲江、坂本、大野、小坂町、郷瀬町、富田町、日野町、富吉南町、富吉上町、前島町、西田町、市原町、大木町、野中町、羽安町、野村町、野村町西が丘、和布町、高松町、板波町、平野町、谷町、和田町、高田井町、比延町、上比延町、中畑町、住吉町、鹿野町、塚口町、高嶋町、堀町、落方町、明楽寺町、水尾町、岡崎町、上王子町、合山町、出会町及び	(給水区域) 第2条 水道給水区域は、市の区域のうち、次に掲げる区域とする。 (1) 西脇地区水道事業(西脇市水道事業の設置等に関する条例(平成17年西脇市条例第169号。以下「設置条例」という。)第2条第2項第1号に規定する事業をいう。以下同じ。)西脇、下戸田、上野、上戸田、津万、大垣内、寺内、西嶋、蒲江、坂本、大野、小坂町、郷瀬町、富田町、日野町、富吉南町、富吉上町、前島町、西田町、市原町、大木町、野中町、羽安町、野村町、野村町西が丘、和布町、高松町、板波町、平野町、谷町、和田町、高田井町、比延町、上比延町、中畑町、住吉町、鹿野町、塚口町、高嶋町、堀町、落方町、明楽寺町、水尾町、岡崎町、上王子町、合山町、出会町及び

八坂町
 (2) 黒田庄地区水道事業（設置条例第2条第2項第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）黒田庄町船町及び黒田庄町西澤並びに黒田庄町喜多、黒田庄町大門、黒田庄町津万井、黒田庄町福地、黒田庄町岡、黒田庄町門柳、黒田庄町大伏、黒田庄町石原、黒田庄町高、黒田庄町小苗、黒田庄町黒田及び黒田庄町前坂の一部
 (給水装置工事の施行)
 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。
 2～6 （略）

(給水装置工事の施行)
 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。
 2～6 （略）

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。